

稚内市U I J ターン新規就業助成金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、北海道が定めるU I J ターン新規就業支援事業（移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業）実施要領（以下「道要領」という。）第5の1に規定する移住支援事業（以下「事業」という。）に係るU I J ターン新規就業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2 助成金の交付対象者は、道要領第5の1(1)アに定める要件を満たす者のうち、道要領第5の1(1)イからエまでの要件を満たす就職、起業又は移住をした者とする。ただし、道要領第5の1(1)ア(イ) a 中「平成31年4月1日以降に道内の移住支援金を支給する市町村」とあるのは、「令和2年4月1日以降に稚内市」とする。

(助成金の交付額)

第3 助成金の交付額は、道要領第5の1(1)カの要件を満たす2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円、令和4年4月1日以降に18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合にあっては18歳未満の者一人につき30万円、令和5年4月1日以降に18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算した額とする。ただし、道要領第5の1(1)カ(ウ)中「平成31年4月1日以降」とあるのは、「令和2年4月1日以降」とする。

2 前項の場合において、18歳未満の世帯員を帯同して移住するときは、18歳未満の者一人につき、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1) 令和4年4月1日から令和5年3月31日に移住した者 30万円

(2) 令和5年4月1日以降に移住する者 100万円

(交付の申請等)

第4 第2に定める要件に該当し、助成金の申請を予定している者は、道要領第5の1(1)キ(ア)に定める書類を市長に提出することができる。

2 稚内市補助金等交付規則（平成17年稚内市規則第18号。以下「規則」という。）

第6条第1項第4号に掲げる市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 別記第1号様式の助成金交付申請に係る別記様式（別紙1及び別紙2を含

む。)

(2) 道要領第5の1(1)キ(イ)に規定する書類(様式2を除く。)

(3) 北海道が定める地域課題解決型起業支援事業費補助金交付要綱第8条の通知に係る書類の写し(市長が必要と認める場合に限る。)

(交付決定通知書の再交付)

第5 助成金の交付の決定を受けた者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、別記第2号様式の助成金交付決定通知書再交付願を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の願の提出があった場合において、当該内容を審査し、適当と認めるときは、同項の願を提出した者に道要領第5の1(1)キ(オ)に定める様式により、助成金交付決定通知書(再交付)を交付するものとする。

(助成金の返還)

第6 市長は、道要領第5の1(2)に該当する場合において、道要領第5の1(2)に規定する措置を講ずることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(協力)

第7 稚内市と北海道は、事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(補則)

第8 この要綱及び道要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、規則及び稚内市補助金の交付に関する取扱規程(平成17年稚内市訓令第7号)に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第4関係) **【別添】**

別記第2号様式(第5関係) **【別添】**

附 則(令和2年5月19日稚内市告示第46号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年4月9日より前に稚内市に転入した者については、改正後の別記第1号様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和2年6月15日稚内市告示第56号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月25日稚内市告示第25号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日稚内市告示第27号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日稚内市告示第42号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日稚内市告示第57号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。